

ケアセンター瀬名（介護予防）短期入所療養介護重要事項説明書

(2024年8月1日現在)

当事業者が提供する短期入所療養介護サービスの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者の概要

名 称	医療法人社団 恒仁会
所 在 地	静岡市葵区瀬名4629番地の1
電 話 番 号	054-264-2111
開 設 年 月 日	1989年6月9日
事 業 所 名 称	ケアセンター瀬名 短期入所療養介護事業所
事 業 所 所 在 地	静岡市葵区長尾39番地の5
事 業 所 電 話 番 号	054-264-2221
事 業 所 指 定 年 月 日	1989年6月9日
代 表 者 氏 名	理事長 伊藤 恒道
管 理 者 氏 名	施設長 北澤 光孝
介 護 保 険 事 業 者 番 号	2254180017

2. 事業者の職員の概要

	員数等	業務内容
・ 管理者	1 (他の業務と兼務)	従業者の統括管理、指導
・ 医師	2以上 (他の業務と兼務)	利用者の医学的な病状管理
・ 薬剤師	1以上 (他の業務と兼務)	利用者の病状観察や診療補助
・ 看護職員	16以上	利用者の薬剤管理と服薬指導
・ 介護職員	42以上	利用者の日常生活の援助
・ 支援相談員	2以上	利用者に対する全般の相談
・ 療法士（理学、作業）	2以上 (他の業務と兼務)	機能訓練の計画作成と実施
・ 栄養士	1以上	適切な栄養管理と食事の提供
・ 介護支援専門員	2以上 (他の業務と兼務)	ケアプランの作成と管理
・ 事務職員	必要数以上	利用料の受領や事務全般
・ その他		
・		

3. 入所定員等

- ① 入所定員 200名 / 短期入所定員 20名
② 療養室 ・個室 8室 ・2人室 9室 ・3人室 2室 ・4人室 42室

4. 利用料金

(1) 基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度、利用する居室によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

	負担割合	多床室（2～4人部屋）	個室（従来型）
要支援 1	1割	630円	595円
	2割	1,259円	1,190円
	3割	1,889円	1,784円
要支援 2	1割	795円	746円
	2割	1,590円	1,492円
	3割	2,385円	2,237円
要介護 1	1割	853円	774円
	2割	1,705円	1,547円
	3割	2,558円	2,320円
要介護 2	1割	904円	823円
	2割	1,808円	1,646円
	3割	2,712円	2,468円
要介護 3	1割	970円	888円
	2割	1,939円	1,775円
	3割	2,909円	2,662円
要介護 4	1割	1,024円	943円
	2割	2,048円	1,886円
	3割	3,072円	2,829円
要介護 5	1割	1,081円	998円
	2割	2,161円	1,995円
	3割	3,242円	2,992円

※ 送迎加算

（片道） 1割負担：189円／2割負担：378円／3割負担：567円

※ サービス提供体制強化加算

（1日当たり） 1割負担：19円／2割負担：37円／3割負担：56円

※ 個別リハビリテーション実施加算

（1日当たり） 1割負担：247円／2割負担：493円／3割負担：740円

※ 療養食加算

（1食当たり） 1割負担：9円／2割負担：17円／3割負担：25円

※ 若年性認知症受入加算

（1日当たり） 1割負担：124円／2割負担：247円／3割負担：370円

※ 重度療養管理加算

（1日当たり） 1割負担：124円／2割負担：247円／3割負担：370円

※ 緊急時施設療養費

（1日当たり） 1割負担：532円／2割負担：1,064円／3割負担：1,596円

※ 介護職員等処遇改善加算（1000分の75に相当する単位数）が利用内容に応じて算定されます。

② 食費

朝 食	430円／食
昼 食	660円／食
夕 食	610円／食
合 計	1,700円／日

③ 居住費 1日当たり 多床室（2～4人部屋） 437円
個室（従来型） 1,728円

(2) その他の料金

- ① 理美容代 実費（別途資料をご覧ください。）
- ② その他（タオル代、日常生活品費、クリーニング代等）は、別途資料をご覧ください。

(3) 支払い方法

- ・ 翌月10日以降に請求書を発行します。なお、支払方法は原則として、翌月20日にゆうちょ銀行又は27日にその他の金融機関の口座より自動振替とします。

5. サービス内容

- ① 短期入所療養介護計画の立案（基本的に3ヶ月後との評価及び見直し、再立案を行ないます。）
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - ・ 朝食 7時30分～8時30分
 - ・ 昼食 12時00分～13時00分
 - ・ 夕食 17時00分～18時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ その他
- ※ これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

6. 協力医療機関

当事業者では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

○静岡済生会総合病院 静岡市駿河区小鹿一丁目1番1号

7. 非常災害対策

- ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、避難階段、避難用ロープ、非常通報設備、非常用発電機、災害用備蓄食料等
- ・ 防災訓練 年2回

8. 禁止事項

当事業者では、多くの方に安心してサービスを利用していただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

9. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会は9時から19時の時間帯にお願いします。
- ・ 外出は必ず事前に看護師までお申し出下さい。
- ・ 施設内は飲酒・喫煙は厳禁です。
- ・ 火気の取扱いは禁止です。
- ・ 電気製品は備え付けのものをご使用ください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは備え付けの床頭台やロッカーをご利用下さい。
- ・ 金銭・貴重品の管理は各自で管理することになりますが、紛失した場合には、施設として責任を負いかねますので、多額の現金や貴重品はお持ちにならないで下さい。
- ・ 外泊時等の施設外での受診は当施設の医師の許可が必要ですので、必ず、看護婦までお申し出下さい。
- ・ 宗教活動は施設内では禁止です。
- ・ ペットの持ち込みは禁止です。

10. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

- ・ ケアセンター瀬名 054-264-2221
- ・ 静岡市介護保険課 054-221-1088
- ・ 国民健康保険団体連合会 054-253-5590

11. その他

- ・当施設の『運営規程』『身体拘束適正化及び廃止に関する指針』『虐待防止指針』(ファイル)を事務局受付及び東棟2階サービスステーションの各カウンターに備え付けています。自由にご覧ください。
- ・当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。